

令和3年第9回矢巾町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年8月20日(金)午後1時30分～

2 開催場所 矢巾町役場 4階 大会議室

3 出席委員  
(16名)

会長 16番 中川和則  
会長職務代理者 15番 佐々木昭英  
委員 1番 金子忠博  
委員 2番 佐々木達也  
委員 3番 高橋かおる  
委員 4番 白澤克美  
委員 5番 熊谷洋司  
委員 6番 川村良道  
委員 7番 川村和男  
委員 9番 星川忠博  
委員 10番 藤原幸藏  
委員 11番 佐藤俊孝  
委員 12番 高原弘明  
委員 13番 阿部江利子  
委員 14番 白澤和実

(欠席) 委員 8番 佐々木 博

4 議事日展

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会議録書記の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 業務の経過報告

日程第5 報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について

日程第6 報告第2号 農地法第3条の3の規定による農地の所有権移転届出について

日程第7 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定  
について

日程第8 議案第2号 農地法の適用外証明願いに対する許否決定について

日程第9 議案第3号 農地法第5条の規定による農地の転用を伴う所有権移転許可申請  
に対する意見決定について

日程第10 議案第4号 農地法第5条の規定による農地の転用を伴う使用貸借権設定許可  
申請に対する意見決定について

## 5 説明員

農業委員会事務局

事務局長 高 橋 保

係長 照 井 和歌子

主任主事 藤 原 佳芳里

文化スポーツ課

課長補佐 花 立 政 広

係長 泉 山 弘 道

## 6 会議の概要

議長

会議に先立ち、皆様にお知らせします。5月1日から庁内クールビズを実施しておりますので、暑い場合には上着をお脱ぎいただいても結構でございます。

また、本日の総会にあたって、事前に議案書を送付しております。新型コロナウイルス感染症対策のため、議案の朗読は表題のみとし、時間を短縮して進行いたします。

質問、意見や討論等、発言の際は、挙手により発言の意思表示をお願いします。また、発言を許された方は議席番号と氏名を述べたうえで発言くださるよう、よろしくをお願いします。

ただいまの出席委員は15名であります。定足数に達していますので、会議は成り立ちます。

8番佐々木博委員からは欠席する旨、事前に連絡があったことをお知らせします。

ただいまから令和3年第9回矢巾町農業委員会総会を開会します。

それでは、あらかじめ皆さまにお配りしている日程に従いまして進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声》

議長

異議なしということで、日程に従いまして進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、当職より指名することにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

議長

それでは当職より指名します。13番阿部江利子委員、14番白澤和実委員、15番佐々木昭英委員にお願いをいたします。

日程第2、会議書記の指名ですが、当職より指名することにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

議長

それでは、当職より指名いたします。農業委員会事務局、照井和歌子 係長にお願いします。

日程第3、会期の決定ですが、本日1日とすることにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

議長

それでは、本日1日と決めます。

日程第4、業務の経過報告ですが、別紙により当職よりご説明いたします。

7月29日(木) 田んぼダム実証事業に係る現地説明会

8月3日(火) 矢巾町都市計画審議会

同じく8月3日(火) 新任農業委員研修会がエスポワールいわてにて、岩手県農業会議主催で行われ、新任委員7名が出席しております。

8月11日(水) 農業者年金加入推進特別研修会が岩手県教育会館で行われ、生活文化専門委員が出席しております。

8月13日(金) 令和3年度第1回矢巾町農業経営体連絡協議会

8月16日(月) 農地転用現地調査

同じく同日の午後から、農地移動適正化あっせん会議及び運営委員会

そして本日、8月20日(金) 令和3年第9回矢巾町農業委員会総会が行われております。

以上でございます。質疑ありますか。

佐藤俊孝委員

はい、議長。

議長

はい、11番。佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員

はい、11番佐藤です。7月3日に都市計画審議会が行われておりますが、この内容について、概要をお知らせ願えればと思います。

議長

11番佐藤俊孝委員のご質問にお答えします。

市街化区域の拡大案の提示として、3ヶ所提案されました。場所につきましては、藤沢地区、県立不来方高等学校の南側、そして産業技術短期大学の南側となっております。このことにつきましては、この総会後の農業委員全員協議会で、担当課である道路住宅課からご説明申し上げる予定としております。

よろしく申し上げます。以上でございます。

その他、ございますか。

《なしの声》

議長

それでは次に進みます。

日程第5、報告第1号、農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局

《報告第1号 朗読》

議長

補足説明を許します。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

番号1については、親族が矢巾町在住であり農地の管理をしています。その他については、矢巾町内在住者のため、農地の耕作放棄にはつながらないものと考えております。

以上でございます。

議長

それでは、質疑がありましたら挙手願います。

《なしの声あり》

議長 次に進みます。

日程第6、報告第2号農地法第3条の3の規定による農地の所有権移転届出について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局 ≪報告第2号 朗読≫

議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 時効取得は、所有の意思をもって、平穩にかつ、公然と他人の物を20年間占有した者がその所有権を取得できることであり、民法に定められています。

番号1、2ともに昭和52年に仮登記を行い、それ以降、公然と20年間農地を管理していたため、時効取得が認められたものです。今回のような時効取得での所有権の移転は、農家でない方も農地を取得することが出来るため、今後も農地パトロールでの確認を行っていきたいと思います。

以上でございます。

議長 それでは、質疑がありましたら挙手願います。

佐藤俊孝委員 はい、議長。

議長 はい、11番佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員 はい、11番佐藤です。この案件は前7月総会、それから6月の総会でも案件としてありました。その時と同じ質問となるかと思いますが、今後、どのくらいの筆数、面積があるか、おわかりであればお知らせいただければと思います。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 11番佐藤俊孝委員のご質問にお答えします。

こちらの時効取得につきましては、合計で約●●●●筆、約●●●●ヘクタールほど、同所有者で仮登記が入っております。

今まで提出された案件は半分以上が審議されたと思われます。また、今回の総会案件の締め切り後に提出されたものは、来月の総会に提案する予定となります。以上でございます。

議長 他に質疑ありますか。

阿部江利子委員 はい、議長。

議長 はい、13番阿部江利子委員。

阿部江利子委員 13番、阿部です。番号1、2については現在、耕作している状況でしょうか。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

13番、阿部江利子委員の質問にお答えさせていただきます。

番号1、2につきまして、現地調査はしておりません。申請の際に耕作はしていないという話をいただいております。現在行っている農地パトロールでその確認をしていきたいと考えております。

以上でございます。

阿部江利子委員 はい、議長。  
議長 はい、13番阿部江利子委員。  
阿部江利子委員 13番、阿部です。毎年の農地パトロールで確認されていると思われませんが、この農地は、耕作放棄地のリストに入っているのでしょうか。  
どなたかが管理すれば、雑草繁茂がないと思いますがそのあたりの状況はいかがでしょうか。

事務局 はい、議長。  
議長 はい、事務局。  
事務局 13番阿部江利子委員のご質問にお答えいたします。番号1、2の2件とも現地を確認をしておりますので、今後の農地パトロールで確認いたします。  
以上でございます。

佐藤俊孝委員 はい、議長。  
議長 はい、11番佐藤俊孝委員。  
佐藤俊孝委員 はい、11番佐藤です。先ほどの事務局からの説明の中で、整理しておかなければならない点があると思いました。  
この時効取得は仮登記をしたという事実をもって、これまでの20数年なりを善良な農地として管理していることを確認し、それをもって、時効取得を認めようとするものです。  
ですから、仮に「遊休農地になっているとか、未確認です」とか、そのような状況になると時効成立のそのものに影響があると思います。  
それと、前回、前々回の総会時にも同じような確認をしましたが、そういう懸念がないように農地パトロールなどを行い、「農地となっていることを確認していきましょう」とし、農地パトロールの重点地域になるということを総会で確認をしたところですので、今後も、同じ設定で確認する流れになるのではないかと感じております。  
以上でございます。

事務局 はい、議長。  
議長 はい、事務局。  
事務局 11番、佐藤俊孝委員のご質問にお答えします。  
貴重なご意見ありがとうございます。

議長 他に質疑ありますか。  
《なしの声》

議長 では、次に進みます。  
日程第7、議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局 《議案第1号 朗読》  
議長 補足説明を許します。  
事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。  
事務局 事務局より補足説明させていただきます。  
別添農地法第3条調査書をご覧ください。農地法第3条許可要件が記載されております。番号1から5につきまして、これにより、農地法第3条第2項各号に該当していないと思われることから、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。番号1につきましては、なお、8月16日に現地調査を行っており、問題がないことを確認しております。  
以上でございます。

議長 8月16日に、現地調査を行った農業委員から調査結果を報告願います。  
佐々木昭英会長職務代理人 はい、議長。

議長 はい、15番佐々木昭英会長職務代理人。  
佐々木昭英会長職務代理人 15番の佐々木です。

当該農地は耕作されている農地で、農地法第3条による所有権移転後も引き続き、耕作の用に共すると思われるため、許可できるものと判断します。  
また、実際に現地確認したところ、本人、●●●●氏はトラクターで畑を耕起した後でありまして、本人が農産物を作るという意欲を感じましたので、許可できるものと思います。以上です。

議長 その他、補足説明がありましたらお願いします。  
《なしの声》

議長 それでは質問がありましたら、挙手願います。  
《なしの声》

議長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。  
討論ございませんか。  
《なしの声》

議長 討論なしと認めます。それでは、挙手により表決に入ります。  
議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について、許可する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。  
《挙手多数（全員）》

議長 挙手多数ですので、許可することに決めます。  
次に進みます。

議長 日程第8、議案第2号、農地法の適用外証明願いに対する許否決定についてを議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局 《議案第2号 朗読》  
議長 補足説明を許します。  
事務局 はい、議長。  
議長 はい、事務局  
事務局 事務局より補足説明させていただきます。

番号1、役場の●●●●キロメートルに位置し、北側は町道●●●●線に隣接しています。市街化調整区域内であり、農地の中に宅地が点在しています。周辺は10ヘクタール以上の一団の農地であり、第1種農地と判断いたしました。この案件は、居宅の北側に新設の物置を建てたいという相談があり、現在ある物置が農地に建っていることが発覚したため、適用外申請を提出いただいたものです。

番号2、役場の●●●●キロメートルに位置し、南側は町道●●●●線に隣接しています。市街化調整区域内であり、農地の中に宅地が点在しています。周辺は10ヘクタール以上の一団の農地であり、第1種農地と判断いたしました。この案件は、住宅の建て替えを検討した際に農地にはみ出して建築されていることが判明し、その際に、居宅までの通路、家の裏にある物置についても農地であることが確認されたため、その部分を含め、適用外証明を提出いただいたものです。

議長 8月16日に農地転用現地調査を行った農業委員より調査結果を報告願います。

藤原幸藏委員 はい、議長。

議長 はい、10番藤原幸藏委員。

藤原幸藏委員 10番、藤原です。

番号1につきまして、星川忠博委員とともに現地調査を行ってまいりました。

当該土地は、平成4年ごろから、物置小屋の敷地として利用されてきました。今回、新たな小屋を建設するために地目を確認したところ、農地であることが判明しました。20年以上前からの案件であり、農地としての現状回復は困難であることから、農地法の適用外を証明するにあたり、やむを得ないと判断いたします。

議長 その他、補足説明がありましたら説明願います。

《なしの声》

議長 続けて、農地転用現地調査を行った委員より調査結果を報告願います。

佐々木昭英会長職 はい、議長。

務代理者

議長 はい、15番佐々木昭英会長職務代理者。

佐々木昭英会長職 はい、15番佐々木です。

務代理者

番号2の現地調査結果を報告いたします。

当該土地は、昭和40年前から居宅への通路として使用されており、また北側の●●●●は物置の敷地として利用されています。20年以上前からの案件であり、農地としての現状回復は困難であることから、農地法の適用外を証明するにあたり、やむを得ないと判断いたします。

以上です。

議長 その他、補足説明がありましたら説明願います。

《なしの声》

議長 それでは、質疑がありましたら挙手願います。

《なしの声》

議長 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありますか。

《なしの声》

議長

討論なしと認めます。

それでは挙手により、表決に入ります。

議案第2号、農地法の適用外証明願いに対する許否決定について、許可相当として意見する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手多数（全員）》

議長

挙手多数ですので、許可相当として意見することに決めます。

議案第3号の詳細説明員を入室させますので、休憩といたします。

《休憩14:01》

《再開14:02》

議長

再開します。

議長

日程第9、議案第3号、農地法第5条の規定による農地の転用を伴う所有権移転許可申請に対する意見決定について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局

《議案第3号 朗読》

議長

補足説明を許します。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局

事務局長

補足説明をさせていただきます。

番号2の案件については、担当課であります文化スポーツ課から説明し、その他については、農業委員会事務局から説明をいたします。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

事務局から補足説明をさせていただきます。

番号1につきましては、申請位置は役場の●●●●キロメートルに位置し、北側は町道●●●●線に隣接しております。市街化調整区域内であり、農地の中に宅地が点在します。申請地は宅地に囲まれている小集団の農地であるため、第2種農地と判断いたしました。申請する●●●●は、●●●●が運営する●●●●と接続通路を使って、一体として使用する計画となっております。

番号2につきましては、申請位置は、役場の●●●●キロメートルに位置し、南側は町道●●●●線に隣接しています。市街化調整区域内であり、農地の中に宅地が点在します。周辺は10ヘクタール以上の一団の農地であり、第1種農地と判断いたしました。

番号3の1、3につきましては、申請位置は、役場の●●●●3キロメートルに位置し、北側は町道●●●●線に隣接しています。市街化調整区域内であり、農地の中に宅地が点在します。周辺は10ヘクタール以上の一団の農地であり、第1種農地と判断いたしました。

この案件は、町道●●●●線の拡幅工事のために居宅の移転をお願いしたものです。●●●●氏は現在の居宅がある宅地以外に土地を所有しておらず、●●●●氏のご高齢であり、生活エリアを変更することは負担となるため、現在の居宅周辺で探したものの市街化区域には見つからず、やむなく、向かいの農地に建築する計画となったものです。転用する農地は、西側と東側で所有者が異なるため、申請が2件となっておりますが、一体として転用するものです。

花立文化スポーツ はい、議長。

課長補佐

議長 はい、花立文化スポーツ課長補佐。

花立文化スポーツ はい。文化スポーツ課の花立と申します。

課長補佐

6月の総会では、農振除外について審議していただいた、徳丹城の資料館の駐車場でございましたが、今回は、資料館の南側の資料館の機能拡張のためによる、施設を設置する事業でございます。

事業の必要性でございますが、矢巾町には国指定史跡である徳丹城や出土品が県指定文化財となっている多くの遺跡が存在しております。

文化財では、多くの出土品があり、これらについては矢巾町の歴史民俗資料館に展示を行いながら、資料館の公開そして研究を行っている状況でございます。

また併設している佐々木家南部曲家は、昭和63年に藤沢地区の方から現在の場所に移設してきました。こちらには、昔の民具や農具の展示することにより、当時の農家の暮らしを伝える貴重なスペースとなっております。今回、収蔵物の増加などに伴い、展示スペース、収蔵スペースが不足していることから、資料館の付属施設として、収蔵兼体験学習ができるような施設をここに設置したいことにより、この度、提案させていただくものになります。

設置場所の詳細については、当課の泉山係長からご説明申し上げます。

泉山文化スポーツ はい。文化スポーツ課の泉山と申します。よろしくお願いたします。計画書と  
課係長 図面に基づきながら詳細説明させていただきます。

先ほど花立課長補佐から説明がありましたとおり、矢巾町民俗資料館及び佐々木家曲家では、町内の遺跡から出土された数多くの貴重な出土品、並びに民具や農具を保管、展示、研究などを行っております。これらの収蔵物が増加したことに伴い、歴史民俗資料館の収納スペースでは対応できない状況になっております。現在、やむを得ず、屋根裏のスペース等に保管していますが、建物の構造上、外気を受けることがあり、収蔵物に悪影響を及ぼすことが懸念されている状況となっております。

また、収納しきれなくなった収蔵物について、その展示スペースのところに置くなどの対応をしておりますが、展示している民具や農具が展示スペースのキャパシティを大幅に超えており、展示がかなり煩雑な状況になっております。館内はこのような状況であり、このことにより佐々木家曲がり家の本来の魅力や当時の文化の暮らしが的確に伝わらない現状にあります。

また、歴史民俗資料館につきましては小学校児童など、文化財学習の場でもあり、体験学習するという場所も必要となっております。しかしながら、館内のスペースが限られており、屋外に的確に保存することは、天候に左右されるため難しい状況であり、さらに屋内で体験学習ができるスペースが必要となっている状況でございます。

これらのことから、今回当該農地を取得し、資料館の付属施設として収納庫兼体験学習施設として設置するものでございます。

続きまして土地の選定理由についてですが、この事業で設置する施設は、歴史民俗資料館の機能拡張するための施設でございますので、歴史民俗資料館隣接する土地に設置という必要があります。

このことから隣接した農振白地の農地で、なおかつ、施設を建築する上で必要最低限の面積が確保できるところでございます。

続きまして、土地利用計画について説明いたします。

こちらに収蔵物を収納するための棚の総数につきましては、施設の入り口の部分や通路を除きまして、全部で72基となっております。

これらの用途ごとの内訳につきましては、利用計画の摘要欄のところに具体的に記載したとおりとなっております。また、体験学習スペースにつきましては約30人程度等の人数が利用できるような規模を想定して計画しております。

以上のことから、町内の遺跡からの出土品や、それにとまなう矢巾町の歴史についての魅力発信、また当時の農家の暮らしを後世に伝えるなど、歴史民俗資料館や佐々木家曲家の設置の目的を明確に達成するには、この施設の設置が必要不可欠であると考えておりますので、その趣旨にご理解をいただき、ご審議をお願いいたします。よろしく申し上げます。

以上でございます。

議長

8月16日に農地転用現地調査を行った、農業委員より調査結果を報告願います。

藤原幸藏委員

はい、議長。

議長

はい、10番藤原幸藏委員。

藤原幸藏委員

10番、藤原です。

番号1の●●●●の現地調査をしてまいりました。

当該農地は、農振白地であり生産性の高い農地ではない。特定養護老人ホームの建設にあたり、既存の介護老人保健施設との連携を考えており、他の農地では目的を果たせないと判断されるため、農地転用はやむを得ないと判断いたします。

なお、地元住民への説明会を行っており、十分な理解を得られているというお話がありましたので、追加で紹介させていただきます。

以上でございます。

佐々木昭英職務代理者

はい、議長。

議長

はい、15番、佐々木昭英会長職務代理者。

佐々木昭英職務代理者 15番佐々木です。  
番号2におきましては、当該農地は、農振白地であり生産性の高い農地ではありません。屋内学習施設兼収蔵庫建築にあたり、最小限の面積と判断されるため、転用はやむを得ないと判断いたします。

しかも今、担当部署の文化スポーツ課の担当者の説明にあるように、屋内学習施設兼収蔵庫の建設はどうしても必要であります。

また、この面積は最小限であり、そしてさらに、転用はやむを得ないと判断します。以上です。

藤原幸藏委員 はい、議長。

議長 はい、10番藤原幸藏委員。

藤原幸藏委員 10番藤原です。

続いて、番号3番の、現地調査について報告いたします。

当該農地は農振白地であり生産性の高い農地ではない。農家分家住宅建築にあたり、最小限の面積と判断します。市街化区域内に宅地等を所有していないことから、転用はやむを得ないと判断いたします。

当日、●●●●さんと現地でお話をまいりました。

お父さんがリンゴを20から25本ぐらい家の前で作っており、水田が10ヘクタールほどあります。●●●●さん自身も、忙しいときは、農家の手伝いをしているとのことで、親元に近いところに家を建てて、将来この農地を守っていただけないかと思い、非常に頼もしく感じたところであります。

次に、番号4-1、4-2でございますが、当該農地は農振白地であり生産性の高い農地ではない、一般住宅建築にあたり、最小限の面積と判断します。町道の拡幅にかかる移転であり、現在、居宅のある土地以外の市街化区域内に宅地等を所有していないことから、転用はやむを得ないと判断いたします。

町道●●●●線の曲がり道で、よくそこで事故が発生している場所になっております。町道の拡幅事業で今回住居の移転が必要となった場所になります。

当日、親戚の方が現地に来られまして、今回の町道の拡幅工事によって、家の移転で、ここのよい土地を探していただいて、非常にありがたいというお話がございました。

以上です。

議長 その他、補足説明がありましたら説明願います。

《なしの声》

議長 それでは、質疑がありましたら挙手願います。

佐藤俊孝委員 はい、議長。

議長 はい、11番佐藤俊孝委員。

2番の内容についてお伺いしたいと思います。先ほど来の説明で、必要性を十分に理解できたところでございます。

添付資料の方を見て、若干確認をしたいと思う点があります。

この転用は、資料庫それから体験施設としての役割の建物ということなんですが、新設プレハブという言葉で説明されています。公共施設と私は認識しますが、どうしてもプレハブというのは、仮設的なものというイメージしてしまいますが、その辺はいかがでしょうか。

泉山文化スポーツ  
課係長 はい、議長。

議長 はい、泉山文化スポーツ課係長。

泉山文化スポーツ  
課係長 はい、11番番佐藤俊孝委員のご質問にお答えします。

こちらにつきましては、プレハブという形で進める予定ですが、建築面積もかなり大きくなってる関係と、予算の関係もあります。プレハブということで仮設というような印象が強いところがございますが、適正に運営管理し、有効活用できるよう進めてまいります。よろしく願いいたします。

佐藤俊孝委員 はい、議長。

議長 はい、11番佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員 今回の件、再度確認しますが、仮設ではないのですか。

泉山文化スポーツ  
課係長 はい、議長。

議長 はい、泉山文化スポーツ課係長。

泉山文化スポーツ  
課係長 はい、あくまでも仮設ではなく、こちらに設置して、常設で利用していくこととなります。

以上でございます。

議長 他に質疑ありますか。

熊谷洋司委員 はい、議長。

議長 はい、5番熊谷洋司委員

熊谷洋司委員 5番熊谷です。

今、表現が新設プレハブとなっておりますが、これは建築確認申請を行い、基礎の上に建設するということですか。それと床仕上げはどのような計画ですか。

泉山文化スポーツ  
課係長 はい、議長。

議長 はい、泉山文化スポーツ課係長。

泉山文化スポーツ  
課係長 はい。5番熊谷洋司委員のご質問にお答えします。

建築確認申請等につきましては、道路住宅課と協議を進めて、適正に行っていく予定としております。また、建物の仕上げ等につきましては、今後、細かいところを、さらに詰めて、なるべく安価かつ長期間使える仕上げとなるよう検討してまいります。以上でございます。

熊谷洋司委員 はい、議長。

議長 はい、熊谷洋司委員。

熊谷洋司委員 夏場の天候で中の気温が高くなりますので断熱材を入れるとか、あと換気についても、考慮していただきたいと思います。せっかくの貴重な施設になると思いますので、貯蔵物が長期保存できるように配慮してもらえればと思います。  
よろしくをお願いします。

泉山文化スポーツ  
課係長 はい、議長。

議長 はい、泉山文化スポーツ課係長

泉山文化スポーツ  
課係長 はい、熊谷洋司委員のご質問にお答えします。貴重なご意見ありがとうございます。

高原弘明委員 はい、議長。

議長 12番。高原弘明委員。

高原弘明委員 はい、議長。

はい、12番高原です。

農地法第3条申請の売買価格は10アール当たりの表示となっておりますし、農地法第5条申請では1平方メートル当たりの表示となっております。この表記方法の違いは何でしょうか。

それと、2点目ですが、番号2の歴史民俗資料館の南の農地転用ですが、番号4-1、4-2の町道拡幅による農地の転用は公共事業にあたると思いますが土地収用対象でしょうか。税務上の適用になっているのか、確認でございます。

以上です。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 はい、12番高原委員のご質問にお答えいたします。

農地法第3条申請は、農地ですので、10アール当たりで表記しております。農地法第5条申請は、宅地の売買となりますことから、わかりやすくするため1平方メートル当たりでの単価表示といたしました。

泉山文化スポーツ  
課係長 はい、議長。

課係長

議長 はい、泉山文化スポーツ課係長。

泉山文化スポーツ  
課係長 はい、続きまして、12番高原弘明委員のご質問にお答えいたします。

課係長 2点目ですが、歴史民俗資料館南側の用地買収は、土地収用法該当にはならず、公共用地の拡大の推進に関する法律の対象事業となります。

以上でございます。

議長 ほか、質疑ございますか。

《なしの声》

議長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。  
討論ございませんか。

《なしの声》

議長 討論なしと認めます。それでは挙手により表決に入ります。

それでは、挙手により表決に入ります。

議案第3号、農地法第5条の規定による農地の転用を伴う所有権移転許可申請に対する意見決定について、許可相当として意見する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手多数（全員）》

議長

挙手多数ですので、許可相当として意見することに決めます。

文化スポーツ課の説明員が退席するまで休憩といたします。

《休憩14:31》

《再開14:34》

議長

再開します。

日程第10、議案第4号、農地法第5条の規定による農地の転用を伴う使用貸借権設定許可申請に対する意見決定について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局

《議案第4号 朗読》

議長

補足説明を許します。

事務局

事務局より説明させていただきます。

番号1、申請位置は、役場の南東側約3.5キロメートルに位置し、東側には町道●●●●線が縦断している。市街化調整区域内であり、農地の中に宅地が点在します。周辺は10ヘクタール以上の一団の農地であり、第1種農地と判断いたしました。この案件は、申請者である●●●●氏と●●●●氏が結婚予定であり、居住するには、現在の農家住宅では手狭であるため、農家住宅の隣に息子である●●●●氏が農家分家を建設するものです。

以上でございます。

議長

それでは、質疑がありましたら挙手願います。

《なしの声》

議長

質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。

討論ございませんか。

《なしの声》

議長

討論なしと認めます。それでは挙手により表決に入ります。

《なしの声》

議長

議案第4号、農地法第5条の規定による農地の転用を伴う使用貸借権設定許可申請に対する意見決定について、許可相当として意見する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手多数（全員）》

議長

挙手多数ですので、許可相当として意見することに決めます。

以上で議事のすべてを終了しましたので、総会は閉会といたします。

みなさま、大変お疲れ様でした。

《終了14:37》

以上は、令和3年8月20日、矢巾町役場4階大会議室において開催された、令和3年第9回矢巾町農業委員会総会の経過及び結果であり、その相違なきことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 会 長

---

議事録署名人 番

---

議事録署名人 番

---

議事録署名人 番

---